

邑楽町告示第70号

平成21年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月8日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成21年6月12日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員

○不応招議員（なし）

平成21年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成21年6月12日（金曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第 4 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第34号 損害賠償請求事件の和解について
- 第 6 議案第35号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 倉 章 利	生 活 環 境 課 長
神 山 均	保 險 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
河 内 登	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○立沢稔夫副議長 ただいまから平成21年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時02分 開議〕

◎追悼演説

○立沢稔夫副議長 去る4月28日逝去されました故大野栄議員を悼み、追悼演説を行います。

相場一夫議長。

〔相場一夫議長登壇〕

○相場一夫議長 追悼の言葉。

去る4月28日逝去されました正六位旭日双光章、故大野栄議員に慎んで追悼の言葉を申し上げます。

ただいま本席から議員席を見るとき、大野議員が座るはずの議席は空席のままです。17番の議席に座る大野議員の姿を見ることも、声も聞くことももうありません。享年64歳でありました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

大野議員は、昭和20年1月3日東京都にお生まれになり、その後結婚を機に邑楽町へ転居したと聞いております。昭和53年10月、邑楽町議会で最初の女性議員として、33歳という若さで初当選以来9期連続の議員生活では、常に町民の目線に立ち、町民本位の行政の確立に心を砕き、行動されておられました。そのご活躍の幅は、教育、福祉、土木、産業など長い議員生活と日ごろからの研さんと相まって、極めて幅広く、また深いものがありました。数年前から病魔と闘い、幾度の手術にも耐え、乗り越えながら町議会議員としての仕事に全身全霊を傾けられてきましたことは、記憶に新しいところであります。本年3月定例会においても、十分とは言えない体調の中、渾身の力を振り絞り、今後だれも到達することはできないであろう117回目となる一般質問を行いました。今その光景を思い浮かべるとき、万感の胸に迫るものがございます。生涯およそ半分の時間を議会活動にささげたあなたの議員活動に邁進されるお姿を今後拝見できなくなることは、まことに寂しい限りであります。本年3月入院をされましたが、必ずや復帰されるものと心待ちにいたしておりましたが、その祈りもむなしく、前途有為なあなたを失ったことは、残念のきわみであります。

大野議員、64年の歳月を日々多忙に過ごされたあなたは今、ようやく天上において好きであったカラオケを存分に楽しんでおられるのではないのでしょうか。どうぞゆっくりお休みいただき、現世のお疲れをいやしてください。そして、あなたがこよなく愛したこの邑楽町を今後とも見守っていただきたいと存じます。

ここに、大野議員の生前の功績をたたえ、その人となりをしるのび、心からご冥福をお祈りし、追

悼の言葉といたします。

平成21年6月12日、邑楽町議会議長相場一夫。

○立沢稔夫副議長 暫時休憩します。

[午前10時08分 休憩]

[副議長、議長と交代]

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時09分 再開]

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成20年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小沢泰治議員、山田晶子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から18日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○相場一夫議長 日程第3、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙西邑楽土地開発公社に関する平成21年度予算書及び平成20年度決算書のとおり報告申し上げます。

○相場一夫議長 報告の件について質疑はございますか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 西邑楽土地開発公社でございますけれども、この公社の役割と申しますか、考えますと、この存続と申しますか、公社が今どんなふうな方向性の中で邑楽町の事業等の中ではまっているのか、まずもってお聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 石井都市計画課長。

○石井貞男都市計画課長 お答え申し上げます。

現在西邑楽土地開発公社の邑楽事業所につきましては、町事業が計画がございませんので、存目的な予算となっております。今後事業等が発生した場合のみ予定をされていくということでございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 西邑楽土地開発公社の役割と申しますか、公用地の先行取得と考えられるわけでございますけれども、今の時代の中で、土地を先行取得をして公用地の先行取得という目的が大なわけでございます。地価が上昇し、今後買って置かなければ大変だということであれば別ですけれども、私は今の状況から見れば、これを除草なり管理なりいろんな面からしても、私は役割を果たしたのではないかと、公社の。人件費だとかその他いろいろなこと等の中で、財政を圧迫している面も、私は多少なりあると思いますので、役割が果たされたところというのは、私は解散すべきだと。逆に区画整理をした中で土地を保留地を持っていたりなんだり、隣の町はそんなような状況あるらしいですが、金利がかかったり、そして管理がかかったり、将来的には私は町のためにはならないのではないかと、そんなふう思うのですが、お答え願いたい。

○相場一夫議長 石井都市計画課長。

○石井貞男都市計画課長 お答え申し上げます。

確かに現在といたしましては、邑楽事業所と申しますと事業計画はございません。この西邑楽土地開発公社につきましては、ご存じのとおり大泉町、それから千代田町、邑楽町から成っております。この3つの事業所がなって西邑楽土地開発公社となっております。現在確かに邑楽町としては、事業がありませんけれども、大泉町あるいは千代田町の事業所におきましては、それぞれ事業をやっているということで、発足以来3町一緒になってこの開発公社を維持しているということから、

現在の中では、また邑楽町もそういう事業が行われる可能性もあるわけですから、3町ともにこの西邑楽土地開発公社を今のところは経営をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 かつて町も公社が大分公用地に先行取得として持っておったのですが、今の状況ですと、100万で買った土地が、福利計算ですから、これは。何年も公社が保有していて、それを今度は公用地として町が買い受ける場合には、これ金利関係とかそういうのがありますので、買った土地を追い越すというような心配も出てくるということで、何年か前に処分をしたと。処分というか、それを町に買っていただいたという事例があるわけですね、課長ね。そうなってきますと、今公社があるだけで何ら活動しないと。何の中身がないと。方向性から見ても、公用地の先行取得するのに土地がこれからぐっと上がってしまうだろうというような心配もないのではないかと。逆にそのときそのときに、もし給食センターの土地を買いましようなんて、もし仮にですよ、そういうときには、農家に言えば、その場合はすぐ買えるわけです。別に公社を通さなくてもいいわけです。農協なり群銀なりから借金をして、福利計算の中で金利を払っておって、それ5年も置いておけばえらく金利が課長つきますよね。買った場合にはですよ。そういったことを中心にやっけていく公社でございますので、これからもしっかりと考えてください。でないと置いておくだけで人件費もかかるでしょう、幾らかは。今度公社の議会の中の代表出ていくと思いますが、いろいろとそういった点は、しっかりと相談していただければと思います。ただ、置いておけばいいということでは私はないと思うのですが。

以上です。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま小倉議員が言ったとおりです。そしてまた邑楽町では、この開発公社を有効に今は使っていないですね。かなり前から使っていないです。亡くなられた大野議員も以前に何度か質問していましたよね、解散してもいいのではないかとということで。町長が副という立場でそこにいるわけですから、課長がいま事実を申しました。その最高責任者たる町長はどういうふうに考えておりますか、きちんと明快な回答をお願いします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 失礼しました。先ほどご質疑があつて、担当課長のほうから回答いたしました。経済状況というのは、いろいろ状況が変わるわけでありまして。私といたしましては、西邑楽土地開発公社については、課長がお答えをいたしましたように、現状ではその必要性を認めております。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 現状で必要性を認めていると言いましたね。邑楽町からは300万ですか、見ると出ていますよね。何も使うあてがないのに、組合組織ですから、邑楽町が負担をしていると。

一方では、町の継続事業たるものを予算を切り捨ててもそういうところにお金を使っているのですよ。本当に今言ったようなお考えでしたら、用地の取得とこれからあなたが町長やっている間にどういう計画があるのか、話せることがありましたら話してみてください。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お手元に配付をいたしました21年度の予算書及びその決算書が配付をされておると思いますが、その計画に基づいた中で進めていくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 計画に基づいて、邑楽町の名前はここに入っていますか。お金は300万出しているところには邑楽町と書いてあります。ほかに何かありますか。前の事業報告書にも千代田と大泉町は出ていますよ、ちゃんと6ページに。邑楽町は何も入っていないですよ。ことしだけではないと思うのです。一時先ほど小倉議員が言ったように、昔買ったのを金利をつけて町で買い戻したでしょう。それは法外な金額なのです。実勢価格から比べれば一般の人にその金額で買って来てと言っても買う人いないですよ。そういう現状があるにもかかわらず、その中の是正をきちんとしていけないということについては、これは町長、本来町民の血税を無駄に使っているということと同じことなのです。そこをよく理解していただいて対応を協議していただきたいと思います。

○相場一夫議長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 なければ、以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○相場一夫議長 日程第4、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 邑楽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在邑楽町固定資産評価審査委員会委員の1人である邑楽町大字中野4729番地2、野澤七郎氏が平成21年6月18日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 お聞きします。

評価委員の構成ですけれども、ほかの方々の年齢等教えていただければと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 評価委員につきましては3名いらっしゃいます。1名は須永氏で75歳、1名は中村氏で63歳、そして今回の野澤氏が73歳でございます。

以上です。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 提案された野澤さんが悪いということではございません。ただ、留任ということにつきましては、私は前進、進歩がない。ある意味では、実績を買ってもう一期お願いするということは、やぶさかではございませんけれども、新しい人を入れられることであれば、今後で結構ですけれども、新任を入れた中で、年齢の逆らわないように、順繰りに世代交代ができるような対応をとっていただくのが私はベストだと思っています。そのまま留任というのであれば楽かもしれませんけれども、やはりそういった考えを念頭に置いてこれからの人選に考えを入れていただければと思います。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり決定されました。

○相場一夫議長 日程第5、議案第34号 損害賠償請求事件の和解について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 損害賠償請求事件の和解について、提案理由の説明を申し上げます。

株式会社山本理顕設計工場外24名からの損害賠償請求事件につきましては、東京地方裁判所裁判官より和解勧告書が提示されました。本和解勧告書の和解勧告条項案のとおり和解を成立させたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小島議員。

○9番 小島幸典議員 この件に関して、執行部の提案により8日に相澤弁護士より説明を受けてよかったです。しかし、この問題は本来は議会で採決する問題ではないと思うが、そのわけは、前久保田町長が訴えられた問題で、引き続き金子町長、執行機関の問題であると思います。議会議長が訴えられている件ではないから、去る3日の全協で先輩議員が議事から取り下げたらというような発言のとおりと思いますが、執行部がこの提案者である町長が提案してきたことでありまして、執行部提案ということでありまして、この提案者の町長は、この和解の決意を自分の言葉で述べていただきたい。先ほど提案理由を言いましたけれども、私も和解を望んでいるとはっきり発言してもらわないと。ということは、さきの議会運営委員会で議会での議決は、記名投票で投票しますよということを決まりました。そういう中で、議員は責任を多く背負うという立場でありまして、先ほどの話のように、これは執行部のほうの提案でありまして、本来ならば、議長が訴えられた、また議会が訴えられたということなら議決でいいのですけれども、提案ということがありますので、私も提案でありますから、町長がはっきり和解を望むということであれば、それが一番いいことであるかなと私は思うので、ひとつ町長の言葉を聞きたいと思います。

以上。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

提案理由の中でも申し上げましたが、和解条項に基づき邑楽町長金子正一として和解をお願いしたいというものでございます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 この裁判は、町、町長が当事者であると。ただいまの発言ですね。議会で協議、同意であればよろしいですが、議会でこの和解について議決することは、総務課長、執行権の侵害と申しますか、何か方向性が違うのではないかなと私はちょっと疑問に思っているのですが、

96条を見ますと、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と。これ掲げられているわけです。12項でも普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立ての訴えの提起と色々なことが書いてあるわけです。その中に「和解」という言葉が入っているわけですね。これ地方自治法で書いてあるわけですが、先ほど申しましたように、この議決をするということに関して、私はちょっと疑問があるかなと思うのですが、全く議決に対しては疑問ないですか。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 今おっしゃられたとおり、地方自治法の中に和解をする場合は、議会、町長が和解をしたいということで和解をする場合には、議会の同意が必要となります。その意味での提出案件でございます。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 この議決、協議し同意をするということであればいいですが、議決をするということに対して、私は疑問点があるのかなと。勝手に山本さんが訴えて、勝手に今度は裁判所で和解だと。その和解勧告について議会が、これはもちろん今までの過程の中では、弁護士費用だとか、いろいろなものがかかるわけですね。ただではないでしょう。町民とも相当関係しているわけでございますので、議員たるものは、この町の予算から出てくるわけですから、当然のことです。責任があるわけです。この議決に関して、私はいいのではないかと。これから邑楽町も教育やら福祉やら土木やらいろんな問題点が発生してくると。これからの問題にしてもそうですが、邑楽町はこういうのだというような考えをしっかりと持った中で裁判で決着しなければ、私はこれからいろんな問題が町に対して出てくるのではないかなと。そういった意味でも、ここで議会が議決をすると、法的には全く問題ないですか。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 議会に対して同意の議決を求めるものでございます。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 相澤弁護士を交えて全員協議会を開いていろいろ話がありました。その中で、和解をしようとしている、片方は絶対負けることがないというふうに相澤弁護士も申しました。それを両方一遍和解をするということを出してきたことに対して、両方とも和解をするのだと。片方のリスクを少なくするために、片方は勝つのがわかっているけれども、両方を一緒に出して和解するのだと、そのほうがリスクが少なくて済むと、そういうふうな相澤弁護士の説明だったと私は思いますけれども、そのことについて、わざわざ負けるのがわかっているのであれば、私は和解してもいいと思いますけれども、今まで戦ってきた経過の中で、前町長のときには、邑楽町が一つも非がなければ和解してもいいですよというふうに投げかけてあったそうです。そこで、裁判は弁護士

同士の話し合いということになっていたことが、金子町長になってから前の室長、議長、町長等裁判所に呼ばれて質問されたのですよね。その結果を踏まえて和解をするということですよ。この和解の中の文章をよく見てくださいよ。ほとんどがお金の請求は放棄します。そういうことが書いてあるのです。だから、全部放棄してしまえばもう終わりなのですよ、向こうが。それをなぜ町が和解しなくてはならないのですか、進んで。私は、そこどころが合点がいきません。ですから、議会全員協議会のときにも、総務課長が1人で答えていましたけれども、町長は隣にいて、自分みずからきちんとした町民のために何とか和解をしてくれというふうな話もしたほうがいいのではないかと私を私は申しましたが、しません。そして、ここへきて初めて町長が出したのだから和解の方向でお願いしますというふうな今の言い方なのですよ。あなたには気持ちが全然入っていないのですよ、町民の人たちの。今まで血税を使ってここまでやってきて、片方はもう結論が出るわけだったのです。それを向こうは引き延ばしておいて、一緒に和解で出してきたのですよ、そんなの何で一緒に和解するのですか。まして全部一連の弁護士、全部同じ弁護士ですよ、あなたが私達を訴えた弁護士も。そんな中で、和解をするということをあなたの口から議員の皆さんにお願いしてやるのが、私は早く終息しようと思ってやる、そういうふうには思えないのです。ですから、この間の全員協議会のときも私は言いましたよ。議長にも議運の委員長にも、決めるのは簡単ですけども、みんなの総意で納得した中で決めていただきたい。もう最初から和解についてということで出してきた、これをきょう押し通そうとするのであれば、私は断固反対いたします。

今までの、では戦ってきた経過をひもといてください。全部、裁判所のどういう争いをしてきたか、皆さんに公開してくださいよ。皆さんがどういうふうにか考えるか、一人一人がどういうふうにか判断するか。中身がわからないからどっちに手を挙げていいかわからないということまで1期生の人たちも言っていたのですから、この間まで。弁護士に話を聞けばわかるだろうということで、この間も開いたのです。それできょうなのですよ。そんなに急いで結論出すことがいいことかどうか。今までさんざん相手に引き延ばされてきたのですから、私は町民のためにも町のためにも、きちんとした見解を持って一つの方向性を出すのが私はベストだと思っています。どういうふうに町長は考えているのですか、よく町長としての意見をきちんと教えてください。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

私は、平成19年の12月19日にこの職として就任をさせていただきました。さきの全協でもお答えをしたと思うのですが、翌20年の1月の、日付はちょっと記憶にありませんが、町の法律相談があった折に、当時の小林総務課長、当時の庁舎建設室長の神谷室長、相澤弁護士、私と同席の中で、今ご質問がありました点について相澤弁護士のほうから、町長の考え方を聞かせてほしいということがありました。そのときに、私は町民の負担のないということを条件として和解に応じますということは、常々議員の皆さん方にもお伝えをしたかと思えます。町民の負担のない和解ということ

であれば和解をお願いしますと。今でもその考え方は、先ほど提案申し上げましたが、ご質問にお答えいたしました。町長としては、そのような考え方です。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 負担がないと言えば体裁がいい、都合がいいと私は思います。今までやってきた中で、本来もう結論が出ているのです。今までの審議は尽くされて、結論出すだけになっているのです。それをなぜここで和解するのですか。1つはもう結論が出る、議会運営委員会の私が委員長のとときには、その結論を待ってから次のことは考えればいいと。議会運営委員会の総意でそういう話になりました。それが延ばされて、2つ一緒に和解してくれと向こうで言ってきているのですよ。虫が良過ぎるのではないですか、向こうだって。町のほうが非があるから何とか和解してしまっただけがいいなというのだったら私はわかります。いろいろ話を聞いたら、一つは、絶対負けることはないだろうというふうな話でしたよ。今総務課長にも聞きましょうか、この間の話はそういうことでしたよね。そういうにもかかわらず、全部ここで終わりにしようと。和解すればそれが一番いいのだと。だってもう裁判は尽くされて、結果を待つだけなのですよ、両方とも。それなのになぜここへ来て和解なのか。町民に対してきちんとした説明ができる話をしていただきたい。それをもって私は町民に知らしめるべきだと思います。町民のために今までやってきたのです。町民の血税を使って。前のことは、町民が訴えて町民が取り下げた、訴え返すこともできたけれども、それをやればまたみんなの税金を、それに弁護士費用をかけなくてはならない。だから和解したほうがいいということで和解しました。今回は違いますよ、町民でも何でもないので、相手は。業者なのです。きちんとしたルールにのっとって募集をしてやってきて、対価は払っているのです、お金は。それにもかかわらずもっと金よこせということで出してきたのでしょう。それだって私たちが議員の議会報告会するとき、本人ですよ、山本理顕さんが来て、その当時の建設委員長の犬野さんでしたかね、「町に払うお金があるんですか」と言ったら、「一切ございません」と。みんなの前で言って帰ったのです。その5日か6日後でしょう、町に出した請求書は。それにもかかわらず請求書の費用をもらえないということで、それにいろんな費用を負担して一千二百何万の請負代金請求出してきたのでしょう。それをみんな和解でうやむやにするのですか。私は、そのことについては、きちんとした町民に対する弁明がなければ、安易に結論を出すことは、私はできないと思っています。私が言っていることが間違っているのか、答弁してください。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

なぜ和解に応じるのかということですが、和解に応じるメリットとして、先日も弁護士のほうから説明があったかと思いますが、判決による終了ということになりますと、どちらが敗訴ということがあっても、控訴が、上告が、あるいは上訴が続く可能性、可能性が有りますという説明があったかと思いますが。そういうことを考えますと、費用、労力、引き続き消費をされるというこ

との結果になりますから、和解であればそういったリスクがないということが1つ。

それから、2つ目には、請負代金の支払いなどの金銭的負担がないということです。これは、この和解条項の中にもうたわれておりますが、そのような点を考慮した中で和解に応じたいと。ご質問の中に、この損害賠償請求事件については、弁護士の方から、議員がおっしゃったように、この負けるということは、というかよりも、勝訴の可能性は高いだろうという話がありました。しかし、請負代金請求事件については、温度差がありますという話があったかと思います。これは、弁護士の説明です。裁判所でどのように判断が下るかわかりません。そういうことを考えたときに、この条項の中にも損害賠償請求事件ということとあわせて請負代金の請求事件を取り下げをしますということがあります。したがって、当初申し上げました和解をすることによって、そういったリスクが回避されるのかなという思いで和解をしたいというものでございます。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 何とかそこにこぎつけようという意図があらわれているのだと思います。でも2つ訴えられて2つ一緒に和解する何の理由があるのですか。では、1つはいいですよ。危ないほうはでは和解しましょうと。町長が思っているほう。だけれども、こっちは私は納得いかないから和解しませんよと、そういうことだったって言うのではないですか。相手がどういうふうに出るかはわかりません。最終的には放棄して逃げる、取り下げる、いろんな方法あるのですよ、相手だって。そうでしょう。片方は、では取り下げますよという話だっていいと思うのです。向こうとそういう協議ができるのであれば、弁護士同士話し合ってもらってもいいのではないですか。そうではなかったら、なぜ2つ一緒に和解するのか、私は決して合点いかないです、本当のこと言って。お互いに同じ弁護士ですから、話し合いをして、そのまま丸くおさめましょうという考え方があるのかなと思いますけれども、私は決してそういうふうには思いません。別々に内容も違うことを訴えられていて、それを2つ一緒に和解する、その理由がどこにあるのか。2つ一緒にやればリスクを背負わないで済むから、片方が危ないけれども、両方ならば向こうものむよというふうな弁護士さんの説明でしたけれども、私はそんな簡単なものではないと思うのです。今まで争ってきた弁護士さんに払う費用だけだって、私は膨大になっていると思うのです。町民に訴えられた費用だって320万払いましたよね。こっちはもっと長く争っているのですから。和解しました、弁護士費用払います。でも何もありませんね、和解だから。そのところでどういう決断をするか、私はその一般の町民に事細かく話したときに、皆さんがどういう判断を下すか、それを一番念頭に置いて終結していただきたい、そういうふうには思っているだけです。それを間違えると大変なことになると私は思うから今まで発言してきました。そのところを念頭に置いてやっていただきたいと思います。

○相場一夫議長 横山議員。

○12番 横山英雄議員 裁判所の和解勧告というのは、判例を出したくないから裁判所がやっていることだと思います。私たちの裁判も何度かありましたけれども、最後までやってくれということで

放棄をしたのです。同じ弁護士です。そして、今争っているのは、前は久保田町長でした。今は金子町長。久保田町長のときには、町長不信任を出したり、いろいろなことをやりましたよね。そして、みんなで考える会、その中で金子さん、西倉さん、山本さんなどとお友達で裁判を、今度これとこれとこれをやります、それで金子さんのは別のこういうふうにするのですけれども、金子さんが11月にありますから、ぜひ皆さん傍聴に来てください、そんなことを一緒にやっていた弁護士です。言葉巧みに弁護士と山本理顕設計工場に町民がだまされていろいろ裁判を起こしました。そして、結果として幾つか取り下げ、これも取り下げ、却下。取り下げについては、先ほど本間議員が言いましたように、町民ですから、久保田町長は取り下げに同意をしました。今度は町民ではないのです。町に対して業者が責めてきているのです。とんでもないことです。私たち議員は、町民の代表として断固として闘わなければならない。なぜ和解しなくてはならないのか、その辺はおかしいのです。清水弁護士、これはずっと同じ弁護士、幾つも。この人が一番お金をもうけたのです。幾つも裁判やって着手金取って、弁護費用もらって。そして、金子町長の議員のときに私たちに訴えたのも清水弁護士ですね。そして、この裁判は1年以内、半年から10カ月、1年は絶対かからないのだと。1年以内に終わるのだと。もちろんこちらの勝ちですよと、そういうことを言われたのでしょう。そして、ましては今ここに立っているこの庁舎は、地盤が悪くて平家のプラスアルファぐらいしか建たないのだと。たまたまタワーと図書館のところだけは地盤がいいから、あそこへはああいうものができたのだと。とてもではないが、多層階なんてことは考えられないと書いてあるよね。あの場所に3階建ての建物をつくろうなんて設計者はどこにもいないのです。そういうふうに町民をだましてやってきたのです。議場でも質問をした人がいましたよね。多層階ですかと。できているではないですか、ここに。皆さんは、随分町民がだまされたのです。山本理顕と清水弁護士に。そして、私がこの間も言ったように、前町長、そして当時の建設委員長、石井副町長、そして中川当時の議長、その3人を呼んで、ぜひ3人の意見を聞いて、それで考えたほうがいいのかと私は全協のときも言いました。しかし、数の力で金子町長になったら突然仲間がふえたのです、いつの間にか。あなたのやり方がうまいか何か知りませんが、仲間がふえてしまったのです。そして、約束をみんなあなたは守っていないですよ。退職金要りません。そして、医療費無料化、それも議員から提案されて、そしてそのあおりを食って副町長の給料を半分にされたのです。今ここにいる教育長、被害者ですよ。あなたは一つも反省がないですよ。仲間だから和解ですか。どう考えているのですか、はっきり言ってください。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

なぜ和解をしなくてはならないのかということにつきましては、先ほど本間議員の質問でお答えいたしましたので、そのような理由でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○相場一夫議長 横山議員。

○12番 横山英雄議員 和解しなくもいいものを何で和解しなくてはならない。邑楽町が負けるのですか。これで和解しなければ、片方については上告がある、上告があっても受けて立てばいいではないですか。これからこれを簡単に和解などすれば、幾らでも裁判が起こりますよ。可能性はあります。町として外敵から町が町民が一つになって守ろうとしなければ大変ではないですか。何で和解する必要があるのか。もう一回聞きたい。自分で本当にどう思っているのか。仲間なのだ、今まで。仲間とどういう話し合いをしたのかわからないですけれども、立場が変わって私はこうなったから和解したいのだと。議会の議員の皆さん、これを和解に同意をお願いしますかと。先ほど本間議員が言っているように、真剣にこの場でお願いする立場ではないのですか。議員が和解について賛成してくれたからやりました、結果が出れば議員が賛成したので和解したのですよ、そういうこと言うのですか、あなたは。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 町長の真意はどこかということですが、私は提案理由の中でも申し上げました。和解条項に基づいて和解をしたいとお願いしたいということであります。その和解をしたい、お願いをしたいという理由は、先ほど申し上げましたから、あえて申し上げる必要があるかどうかわかりませんが、申し上げますと、判決による終了ということは、どちらが敗訴、あるいは勝訴といたしましても、上告ということがあるだろうと。上訴が続く可能性がありますと。費用労力等を考えた場合には、その和解ということのリスクがないと。

2つ目は、請負代金の支払い、金銭負担がない。町民負担がないという、私は常々報告を考えを申し上げたと思いますけれども、その請負代金の支払い等の金銭的な負担がないということ、そういうことを敗訴のリスクということも先ほど申し上げましたが、この損害賠償請求事件については、推測ではということと弁護士さん言ったとは思いますが、勝訴の可能性は高いと。しかし、請負代金請求事件ということについては温度差がありますというような説明をしていたかと思えます。それらのことを考えたときに、和解条項の中にあるわけですので、私自身としては、和解をお願いしたい。同意をお願いしたい。そういう提案であります。

○相場一夫議長 横山議員。

○12番 横山英雄議員 温度差があるものについては、結論出たら、邑楽町が不利になったらまた上告すればいいのではないですか。邑楽町が本当に非があるなら、和解なんか裁判のかけたほうが和解なんかやってきませんよ。私が裁判の、あのやろう訴えてやるとやった場合には、自分が勝つと思ったら絶対に和解なんかしないです。関係ない、町外から業者が町を訴えるなんてとんでもないですよ。前の設計にしたって1億3,000万円もの金を取っているのですから、あれだっておかしいぐらい払っている。邑楽ユニット800万、途中からぼこんと出てきたものですよ。裁判にかけたほうが、あなたが私たちに裁判かけて勝つと思って放棄しますか。裁判にかけたものが絶対勝つのだと。負けるはずがないと、そういうことで放棄したり和解したりしませんよ。私たちは、町民の代

表ですし、町の外敵から守らなくてはならないのです。裁判所とすれば判例を残したくないから、和解がいいのではないですか。何でこんなものを裁判のここまでやったのだと。残りますからね。裁判所は和解をやってきますよ。裁判所が出したから和解しなくてはならないなんてことは、どこにもないのです。

○相場一夫議長 答弁必要ですか。

〔「要らない」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今多くの方から裁判についてのお話がありました。実は、私がこれから申し上げることは、町民の声としてひとつ聞いていただければありがたいな、そんなふうに思っております。

実は、先日「まだ裁判やっているんかい」と言った町民の方もおりました。なお、行政に意外と関心を持っておられる方は、中身を少し研究したのでしょうか、こんなことを言ってまいりました。

「行政を相手に裁判を起こすということは、それ相当の理由が」、わけですね、「あることだろう。」これは時間もかかっていますから、一口に申し上げますところ、いっぱいいろいろなことがありますけれども、その中の一部をちょっと申し上げます。

「この裁判をやったということは、住民の方から訴えられた問題もございました。それは、一応済んだわけでございます。でも現裁判になっているのは」町民の先ほどおっしゃったように、「町民に与えた影響は、少なからず大なり小なりあるだろう」まずこんなふうに言っております。「ここに至って和解とはちょっと考えられない」その人はその人なりの判断ですよ。「だってそうだろう、一方的に訴え、どのような考えの変化があったかわかりませんが、AとBの2件を1つにして和解にするということは、ちょっと邑楽町を甘く見ているのではないのでしょうか」こんな声です。ちょっと邑楽町が、言葉は悪いけれども、ばかにされているのではないかな、自分はそんなふうを受けとめました。恐らくその方は、「決して裁判を起こされるような争いごとはもうたくさんです」ということを言っております。「今後このような事態が発生しないよう、また町民に経緯等について納得できるような説明をしていただけたらいいな、そういうふうに心待ちをしております。そこで、我々には議場に入る権限はないけれども、議員各位は、有権者から選ばれた方ですから、良識のある判断、行動をとっていただきたい。大いに期待しておる」ということでもございます。私もこんなふうに思っております。実は、先般の全協の席でもこの問題については、決してここで、争いごとは嫌です、自分も、大嫌いです。でも相手方が一方的に訴えて和解、和解ということはいいことですよ。でも、ちょっとその辺が、では人間同士のけんかではないけれども、殴るだけ殴ってしまって、後で悪かった、申しわけないで謝ればいいのか、私はそういう問題ではないと思うのです。ですから、もう少しこの件については、納得のいくところまで話し合う必要があろうかなと。

この方が言っているように、議員としての良識ある行動ということでもございます。私もそんな考えを持っております。

ですから、先ほど3方からいろんな意見が出ましたけれども、多くの町民もこんな考えを持っている方がおると思います。そういうことを踏まえて、ここでこの問題を町側の考え方について提案されたのですから、これは通したいという気持ちは十分わかります。でも以前にも申し上げたように、今回はこれを取り下げてほしい、そんなふうに願う一人でもございます。

以上です。

○相場一夫議長 答弁は。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

横山議員。

〔12番 横山英雄議員登壇〕

○12番 横山英雄議員 この件につきまして反対の討論をいたします。

邑楽町が被害者で、勝手に業者が邑楽町を訴えたのですから、邑楽町として断固として外敵から町を守らなくてはならない。町民が一つになって、それができるのは、ここに町民の負託にこたえるべく責任ある議員が背負っているわけですから、これを認めてしまえば、次の事件、2つ、3つどんどん出てくる可能性があります。長引いて、もし自分が訴えたほうが不利になれば和解しよう、取り下げる、こんなことはもう終わりにしたい、最後まで闘って、邑楽町はよそから業者あたりに訴えられて負けないのだと、そういう姿勢を示さなければならないと思います。私は、和解について断固反対をいたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

岩崎議員。

〔6番 岩崎律夫議員登壇〕

○6番 岩崎律夫議員 岩崎でございます。

この損害賠償請求事件につきましては、6月8日の日に弁護士から具体的な詳細にわたる説明をしていただきました。判断できる材料提供を得たと思っております。この和解案からしますと、町のリスクがない形であります。お金もかからない、職員の労力も要らない、これからの弁護士費用もかからないということであります。町にとって不利益になることはないと思います。

したがって、私は和解を進めるべきだと考えます。原案に賛成討論をいたします。

○相場一夫議長 本間議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 議案第34号 損害賠償請求事件の和解について反対の討論をいたします。

今和解しようとしている山本理顕設計工場につきましては、一連の弁護士が全部一緒です。私たちを訴えた元議員の現在金子町長の清水弁護士、そしてまた邑楽町町民が町を訴えた3つの庁舎建設にかかわる裁判、そして今和解しようとしている裁判2つであります。いずれもすべて清水弁護士がかかわっております。過去の経過を振り返るときに、1つは上告をしなかったということで敗訴が決定しました。あとの2つは取り下げました。そして、私たちが訴えられたものについては、町長が放棄して逃げました。そして、現在和解しようとしているこの2つにつきましては、審議はすべて尽くされております。結果を待つだけです。片方については、結果が出るはずだったものを引き延ばしました。そして、ここへ2つを一緒に和解ということで提出してきたのです。審議が尽くされ、結果を待つだけになっているのに対して、なぜここで和解をしなければならないのか、相手を助けるということにしか私は思えません。町民の血税を使い、今まで裁判を行ってやってまいりました。結果だけなのです、出るのは、一度結果を出してきちんとした対応で私は臨むべきだと、そういうふうにしつかりした考えを私は持っていたきたい、そういうふうに思います。何ら私は恥じることはないと思います。1億3,000万もの対価を相手には払っているのです。やったところまでの仕事の対価として払っているのです。私は、その金額が、本来私たちが視察に行った庁舎につきましては、1億を超えた設計監理費を払ったところはどこにもありませんでした。そういう部分では、私はある程度金額のいい対価を払っているのではないかなというふうにも思っております。

そして、今争っている119万7,000円の事件につきましては、私たちが議会報告をやりましたときに、元建設委員長さんが聞いた限りでは、町には一切お金をもらうものはございませんと、当人の山本理顕さんが言って帰りました。町へ出された請求書は、その5日か6日後です。私は、そういうことを振り返ってみたときに、決して町として行動をとったことが、やましいことがないと私は信じています。

ですから、この和解案については賛成できませんので、反対します。よろしくお願いします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

小倉議員。

〔11番 小倉 修議員登壇〕

○11番 小倉 修議員 議案第34号 損害賠償請求事件の和解につきまして反対の討論をいたします。

これまでの状況、これまで裁判の内容等考えまして、さきの邑楽町のことを考えますと、微力ではございますが、私も選ばれた議員でございます。町の方向性、これからのことを考えますと、しつかりとした結論を出さなければならないと。もうすぐそばまで結論が出ているのです。それを勝

手に訴えた人間と和解をすると。和解を願いたいと。これは、地方自治法96条12号ということで、先ほど執行部から説明がございましたけれども、我々選ばれた人間が、この和解について議決をしようということにつきましては、私は若干のその議決さえも疑問が残るのではなかろうかと。後で法律の専門家に聞かなくてはならないなと考えておる次第でございます。

よって、これからの複雑した町の運営するためにも、しっかりとした結論を出していただかなければ、将来の町が非常にゆがむのではなかろうか。大変になるのではなかろうかと、そんなふうに思っております。よって、この和解案につきましては、私は反対の討論といたします。

以上。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

田部井議員。

〔1番 田部井健二議員登壇〕

○1番 田部井健二議員 議案第34号につきまして賛成の討論をいたします。

町が被告になりました損害賠償請求事件の裁判でありますけれども、私は町側から見れば、町が無益な争いを強いられた事件かなと思っております。町が信頼をしてご依頼をした代理人の方から和解をなささいという意見書が出ております。その意見書の中に和解に応じない合理的な説明ができないという文言まで入っております。なおかつ、公正公平であるべき裁判所のほうからも、異例とも言える和解勧告書が出ております。私は、町として、町議会として、代理人の意見書、そして裁判所の勧告書を無視をするような判断はすべきでないと思っております。代理人の意見書、そして裁判所から出された勧告書を真摯に受けとめて、速やかに和解に必ずべきと私は思っております。真に町のことを思えば、この事件を早急に解決をし、そして速やかに決着をするのが私は町益だということを申し添えまして、賛成の討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

小沢議員。

〔3番 小沢泰治議員登壇〕

○3番 小沢泰治議員 小沢です。

議案第34号について、損害賠償請求事件の和解、このことにつきましては、2件の事件が訴えられているわけです。その中で、審議が十分に尽くされたという状況の中で、あえてここで和解をしなくてもよろしいかと思えます。なぜかといいますと、今回判決が出た段階で上告されるかもしれませんが。あるいは全部こちらが勝つかもかもしれません。それで相手方がおさまればそれが一番だと思えますけれども、事のいきさつ、経過を踏まえた中で、やはりしっかりした結論を出すべきと思えます。

よって、この和解について反対をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

暫時休憩します。

〔午前11時25分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時40分 再開〕

○相場一夫議長 これより議案第34号 損害賠償請求事件の和解について採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に黒川洋子議員、小沢泰治議員、山田晶子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 命によりまして点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。黒川洋子議員、小沢泰治議員、山田晶子議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 投票の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票13票、無効0票。

有効投票のうち

賛成 8票

反対 5票

以上のとおり賛成が多数です。

よって、議案第34号 損害賠償請求事件の和解については、原案のとおり可決されました。

○賛成票

田部井健二 議員 黒川 洋子 議員 山田 晶子 議員 岩崎 律夫 議員

加藤 和久 議員 小島 幸典 議員 立沢 稔夫 議員 細谷 博之 議員

×反対票

小沢 泰治 議員 小倉 修 議員 横山 英雄 議員 本間 恵治 議員

石井 悦雄 議員

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎日程第6 議案第35号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算

○相場一夫議長 日程第6、議案第35号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万2,000円を追加し、予算の総額を66億6,089万2,000円といたしたい次第であります。

歳入につきましては、教育費県補助金の昆虫の森天文台自然学習教室事業費補助金10万2,000円

及び雑入の魅力あるコミュニティーづくり助成事業助成金79万円の追加であり、歳出につきましては、これらの事業についての経費であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

◎散会の宣告

○相場一夫議長 以上で本日の日程は終了しました。

来る15日は都合により午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

あす13日並びに14日は休日につき休会となります。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午前11時50分 散会〕